

TERP21-13  
ASNITE公表用文書

# ASNITE試験事業者 認定の一般要求事項

(第13版)

2026年00月00日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター

## 目次

2		
3		
4	1. 目的	3
5	2. 適用範囲	3
6	3. 引用規格、規程等	3
7	4. 用語及びその定義	4
8	5. 認定の要求事項	4
9	5.1 マルチサイト	4
10	5.2 計量トレーサビリティ	4
11	5.3 結果の妥当性確保	4
12	5.4 試験報告書	4
13	5.5 レンタルラボでの試験を含む現地試験等	5
14	6. ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用	5
15	6.1 認定の主張について	5
16	6.2 ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを使用しない認定の主張について	5
17	7. 審査及び認定周期	5
18	8. 遵守事項	6
19	9. 認定の一時停止、取消し及び縮小	6
20	9.1 認定の一時停止	6
21	9.2 認定の取消し	7
22	9.3 認定の縮小	7
23	10. 苦情の申立て及び異議申立て	7
24	附則	7
25	附属書1 マルチサイト事業者の認定に対する特定要求事項	9
26	附属書2 レンタルラボでの試験を含む現地試験等を行う場合の特定要求事項	10
27	改正ポイント	13
28		
29		

## ASNITE試験事業者認定の一般要求事項

30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73

### 1. 目的

製品評価技術基盤機構認定制度(以下「ASNITE」という。)は、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター(以下「IAJapan」という。)が運営するプログラムである。

このASNITE試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)(以下「一般要求事項(TERP21)」という。)は、「ASNITE試験方法区分一覧(TERP32)」に定める試験区分においてASNITEの認定を取得しようとする又は維持を希望する試験事業者がASNITEの認定を取得又は維持するために必要な要求事項を定めることを目的とする。

### 2. 適用範囲

この一般要求事項(TERP21)は、ASNITE試験方法区分一覧(TERP32)に定める試験区分においてASNITEの認定を取得しようとする又は維持を希望する試験事業者に適用する。

この一般要求事項(TERP21)は認定を希望する又は認定された事業者が満たさなければならない要件のうち、事業所別の特有の要件を除いた共通する要求をまとめたものである。

この一般要求事項(TERP21)は試験事業者の認定に関する国際基準に基づき作成されたものであり、これらの要求事項を超えるものではない。

### 3. 引用規格、規程等

この文書では、次に掲げる規格、規程等を引用する。規格、規程等のうち、発行年又は版の記載がないものは、その最新版を適用する。また、国際規格については、これらの規格のその版を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本産業規格又は標準仕様書に読み替えてもよい。

- (1) ISO/IEC 17000 Conformity assessment – Vocabulary and general principles (適合性評価—用語及び一般原則)
- (2) ISO/IEC 17011 Conformity assessment – Requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies (適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項)
- (3) ISO/IEC 17025 General requirements for the competence of testing and calibration laboratories (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)
- (4) 認定スキーム文書(UIF03)
- (5) ASNITE試験事業者認定の取得と維持のための手引き(TERP22)
- (6) ASNITE試験方法区分一覧(TERP32)
- (7) IAJapan計量トレーサビリティに関する方針(URP23)
- (8) IAJapan技能試験及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針(URP33)
- (9) IAJapan認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針(URP15)
- (10) 適合性評価機関の権利及び義務(UIF02)
- (11) ILAC-R7: Rules for the Use of the ILAC MRA Mark (ILAC MRAマーク使用ルール)
- (12) IAF-ILAC JGA 2007 Sydney Resolution 7 – Certification to accreditation standards (認定に用いられる規格を用いた認証行為の禁止)
- (13) APAC MRA-001 Procedures for Establishing and Maintaining Mutual Recognition Amongst APAC Accreditation Bodies (APAC認定機関間の相互承認の確立と維持の

74 ための手順)

75

#### 76 4. 用語及びその定義

77 この一般要求事項(TERP21)の用語及びその定義は、次に掲げるもののほか、3. 引用規格、  
78 規程等においてもちいられているものによる。

79

80 **認定要求事項:** 認定スキーム文書(UIF03)の該当する認定スキームで定める認定要求事  
81 項及び5. に定める事項。該当するスキームはASNITE試験方法区分一覽  
82 (TEPR32)による。

83 **申請試験事業者:** 認定申請をする又はした試験事業者。

84 **認定試験事業者:** 認定要求事項に基づきIAJapanが認定した試験事業者。

85 **ILAC MRA組合せ認定シンボル:**

86 ILAC MRAマーク及び認定シンボル(認定機関ロゴに、認定番号及び付加  
87 情報を加えたもの。)との組み合わせで認定試験事業者の認定の地位を  
88 示すために、IAJapanによって交付されるシンボル。(図1参照)

89 備考: ILAC MRAマークはILACにより国際商標登録されている。(国際登  
90 録番号: 840857)



91 図1 ILAC MRA組み合わせ認定シンボル

92

93

94

95 **レンタルラボ:** 一時使用契約、賃貸契約等に基づき一時的に利用する試験施設。

96

#### 97 5. 認定の要求事項

##### 98 5.1 マルチサイト

99 複数事業所をまとめて、一つの認定対象組織として認定を希望する者は、附属書1(マルチサ  
100 イト事業者認定に対する特定要求事項)に適合しなければならない。

101

##### 102 5.2 計量トレーサビリティ

103 IAJapanが別に定める「IAJapan計量トレーサビリティに関する方針(URP23)」に従い、参照標  
104 準及びその他の測定標準を含む試験結果の計量トレーサビリティを確保しなければならない。

105

##### 106 5.3 結果の妥当性確保

107 IAJapanが別に定める「IAJapan技能試験及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加  
108 に関する方針(URP33)」に従わなければならない。

109

##### 110 5.4 試験報告書

111 試験報告書は、以下を遵守しなければならない。なお、試験報告書にILAC MRA組み合わせ認  
112 定シンボルを付す場合、「IAJapan認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針  
(URP15)」に従わなければならない。

#### 113 5.4.1 記載事項

114 記載事項は、該当する場合、次の規定に従う。

- 115 (1) 適合性の表明を行う場合には、判定ルールは規格に固有の場合を除き、顧客に同意さ  
116 れている。
- 117 (2) ラボラトリ活動の実施日については、全ての実施年月日(期間であってもよい)又は実施  
118 期間のうち最終日を記載する。
- 119 (3) ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付して発行する試験報告書には、発行責任者の書  
120 面による承諾がない限り、この試験報告書の一部のみを複製して用いてはならない旨に  
121 ついて記載する。
- 122 (4) 試験報告書に測定不確かさを表記する場合は、拡張不確かさによる。その際、拡張不確  
123 かさを算出した際の包含係数( $k$ )を併記する。

#### 124 5.4.2 認定範囲外の結果を含む試験報告書

125 ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験証明書に認定範囲外の試験結果を含める  
126 場合は、以下の条件の全てを満足すること。なお、認定範囲内の試験結果を含まない場合は、  
127 ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書は発行できない。

- 128 (1) 認定範囲外の試験結果を含んでいる旨を、試験報告書の1頁目及び認定範囲外の試験  
129 結果を含んでいる全ての頁に記載する。一通の試験報告書において、ILAC MRA組み合わ  
130 せ認定シンボルをつけた頁とつけない頁が混在する場合には、認定範囲内の結果が記され  
131 ていない頁にILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付けてはならない。
- 132 (2) 試験報告書上で、認定範囲内又は認定範囲外の試験結果を明確に識別する。

133

#### 134 5.5 レンタルラボでの試験を含む現地試験等

135 常設の試験施設以外の場所(現地又はレンタルラボ)で試験を実施する場合は、附属書2(レ  
136 ンタルラボでの試験を含む現地試験等を行う場合の特定要求事項)に適合しなければならない。

137

### 138 6. ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用

#### 139 6.1 認定の主張について

140 認定試験事業者は、認定された範囲について、図1のILAC MRA組み合わせ認定シンボルの  
141 使用及び認定要求事項に適合している旨の記載をすることができる。この場合は、IAJapan認定  
142 シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針(URP15)に従う。

#### 143 6.2 ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを使用しない認定の主張について

144 認定試験事業者は、認定シンボルを使用せずに認定の地位を主張する場合には、IAJapan認  
145 定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針(URP15)に掲げる事項、及び以下の事項に  
146 従う。

- 147 (1) ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付していない試験報告書には、認定されている旨の  
148 表記を含めることができる。ただし、その試験報告書に認定範囲外の結果等の記載事項を  
149 含む場合は、認定範囲外の記載事項が認定範囲内であるかのような誤解を与える表現をし  
150 てはならない。
- 151 (2) 認定試験事業者は、認定試験事業者に試験業務サービスを提供する外部の試験事業者  
152 (以下「試験業務サービス提供者」という。)が発行する試験報告書、カタログ、事務用品等  
153 に認定試験事業者(元請負)の認定資格を引用しないよう努めなければならない。

154

### 155 7. 審査及び認定周期

- 156 (1) 審査の種類(初回の認定審査、サーベイランス審査、再認定審査、追加審査及び臨時審  
157 査)は、認定スキーム文書(UIF03)の該当する認定スキームによる。

- 158 (2) 認定周期及び現地審査時期は、認定スキーム文書(UIF03)の該当する認定スキームを参  
159 照する。
- 160 (3) 認定試験事業者は、サーベイランス審査を受審しなければならない。サーベイランス審査の  
161 申請は、現地／遠隔審査が行われる時期の遅くとも3か月前までに行なう。
- 162 (4) 認定試験事業者は、再認定を希望するときは、認定の有効期限の満了の日の遅くとも5か月  
163 前までに再認定申請を行う。  
164 なお、認定試験事業者は、認定の有効期間の満了の日までに再認定されなければ、その期  
165 間の経過によって認定が失効する。  
166 ただし、再認定申請を行い、現地／遠隔審査を受審した認定試験事業者であって、再認定  
167 の決定の日までに認定の有効期限を迎える場合は、認定の有効期限を3か月間延長する。  
168 当該延長における期間は認定の一時停止を行い、再認定の決定がなされた場合には、一  
169 時停止を解除するものとする。この場合において再認定の有効期間は一時停止解除の日に  
170 始まり、従前の認定の有効期限の満了の日の4年後の日までとする。
- 171 (5) 認定試験事業者の重大な不適合が発見された場合又はその恐れがある場合、その他  
172 IAJapanが必要と判断する場合、認定試験事業者は臨時審査を受審しなければならない。  
173 臨時審査における現地審査は、抜き打ちで行う場合がある。
- 174 (6) 審査(初回の認定審査及び区分追加審査における審査を除く。)において、認定基準に適合  
175 していないと認められる場合、また、適切な是正が行われない場合は、ASNITE認定の一時  
176 停止又は取消しを行うことがある。

## 177 8. 遵守事項

178 申請試験事業者及び認定試験事業者は、別に定める「IAJapan認定に関する約款」、「適合性  
179 評価機関の権利及び義務(UIF02)」3. 適合性評価機関の義務に定める事項、及び次に掲げる  
180 事項を遵守する。加えて、認定試験事業者は、認定の地位の主張に関して別に定めるIAJapan  
181 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針(URP15)に掲げる事項を遵守する。

- 182 (1) 認定(申請)書類に変更が生じた場合は、ASNITE試験事業者認定の取得と維持のための  
183 手引き(TERP22)に規定する届出が必要な事例及び提出書類を確認し、様式2「認定申請  
184 書等変更届」により届け出る。
- 185 (2) この文書で規定する要求事項及びその他IAJapanが規定する要求事項に関する変更につ  
186 いて、IAJapanから正当な通知を受けた場合には、当該通知において指示された期間内に  
187 その業務手順について必要な変更を行う。また、変更が完了した時点で、その旨を手引き  
188 の様式2「認定申請書等変更届」によりIAJapanへ届け出る。
- 189 (3) 認定試験事業者は、認定に用いられる規格(例えば、ISO/IEC 17025)を用いて認証行為  
190 を行わない。(IAF ILAC JGA 2007 Sydney Resolution 7)
- 191 (4) IAJapanに提出した紙の申請書類及び変更の届出書類の電子化並びに電子化したファイ  
192 ルの審査への活用(審査チームへの配布含む。)を承諾する。

## 193 9. 認定の一時停止、取消し及び縮小

### 194 9.1 認定の一時停止

195 IAJapanは、認定試験事業者が認定要求事項に適合していない場合又は認定の規則に従って  
196 いない場合は、その認定の一時停止を行う場合がある。この場合、その旨及び解除条件を認定  
197 試験事業者に通知するとともに、一時停止の事実をIAJapanウェブサイトで公表する。

198 また、認定の一時停止後、IAJapanが通知した解除条件を満たさない場合は認定の取消しの  
199 手続きの開始等の次のプロセスに移行する。

## 203 9. 2 認定の取消し

204 以下のいずれかに該当する場合、IAJapanは認定を取り消すことができる。

- 205 (1) 認定試験事業者が一時停止に係る是正処置を完了しないなど認定要求事項に適合してい  
206 ない、又は認定の規則に従わない。
- 207 (2) 不正行為の証拠が存在する、又は認定試験事業者が意図的に虚偽の情報を提出する、  
208 若しくは情報を隠蔽する。
- 209 (3) 審査が拒み、妨げ、又は忌避した。
- 210 (4) 請求した手数料が期限までに支払われない。
- 211 (5) IAJapanの評判を失墜するような行為を行った場合、若しくは認定事実と異なる表明があっ  
212 た場合。

213

214 認定試験事業者は、当該認定の一時停止又は取消しを受けた場合は、直ちに一切の認定の  
215 地位の主張及びILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用を停止又は中止する。

216

## 217 9. 3 認定の縮小

218 IAJapanは、サーベイランス審査、再認定審査又は臨時審査の結果、認定試験事業者が認定  
219 要求事項の一部について必要な能力等を有していないことを確認した場合、これまでに授与した  
220 認定の範囲の一部について取り消すことができる。

221

## 222 10. 苦情の申立て及び異議申立て

223 申請試験事業者及び認定試験事業者は、「適合性評価機関の権利及び義務(UIF02)」に従  
224 い、苦情の申立て及び異議申立てができる。

225

## 226 附則

227 この規程は、平成25年4月26日から施行する。

228

## 229 附則

230 1. 本要求事項は、平成26年12月1日より規程管理規程の適用対象外とする。

231 2. 本要求事項は、平成28年1月1日から適用する。

232

## 233 附則

234 1. 本要求事項は、平成28年9月29日から適用する。

235

## 236 附則

237 1. 本要求事項は、平成30年11月30日から適用する。

238 2. 認定の審査基準がISO/IEC 17025:2005の場合においては、なお、従前のとおりとする。

239

## 240 附則

241 1. 本要求事項は、2019年2月1日から適用する。

242 なお、試験証明書へのISO/IEC 17025:2017 版への適合に関する言及は、この要求事項  
243 に適合していることが認定機関により審査され認定された後から実施すること。それまでの  
244 間は試験証明書にはISO/IEC 17025:2005 版に適合していることを明記すること。245 2. IAJapan測定の特レーサビリティに関する方針(URP23)及びIAJapan技能試験に関する方針  
246 (URP24)の「国際MRA対応認定事業者」を「認定試験事業者」と読み替え引用する。

247

248 附則

249 1. 本要求事項は、2019年3月4日から適用する。

250 なお、試験証明書へのISO/IEC 17025:2017 版への適合に関する言及は、この要求事項  
251 に適合していることが認定機関により審査され認定された後から実施すること。それまでの  
252 間は試験証明書にはISO/IEC 17025:2005 版に適合していることを明記すること。

253 2. IAJapan測定のトレーサビリティに関する方針(URP23)及びIAJapan技能試験に関する方針  
254 (URP24)の「国際MRA対応認定事業者」を「認定試験事業者」と読み替え引用する。

255

256 附則

257 1. 本要求事項は、2020年3月25日から適用する。

258

259 附則

260 1. 本要求事項は、2020年10月9日から適用する。

261

262 附則

263 1. 本要求事項は、2021年1月1日から適用する。

264

265 附則

266 1. 本要求事項は、2021年7月2日から適用する。

267

268 附則

269 1. 本要求事項は、2024年8月13日から適用する。

270

271 附則

272 1. 本要求事項は、2025年1月16日から適用する。

273

274 附則

275 1. 本要求事項は、2026年4月1日から適用する。

## 276 附属書1 マルチサイト事業者の認定に対する特定要求事項

### 277 1. 適用範囲

278 この附属書は、複数事業所をまとめて、一つの認定対象組織として認定を取得しようとする場  
279 合又は維持する場合の要求事項を規定する。

280

### 281 2. 用語

282 この附属書で用いる用語及び定義は次による。

283 マルチサイト事業者: 認定の対象となる試験事業を複数の事業所で実施する事業者

284

### 285 3. マルチサイト事業者認定の要求事項

#### 286 3.1 一般

287 申請は、一の法人ごととし、複数の法人が集まり、一つのマルチサイト事業者として申請するこ  
288 とはできない。

289

#### 290 3.2 マネジメントシステム

291 3.2.1 全事業所において、一つのマネジメントシステムにより運営する。

292 3.2.2 マネジメントシステム文書には、事業所ごとの業務範囲、内容、要員(どの事業所で、  
293 誰が、何をするのか)を明確に規定する。また、事業所間で相互に作用する活動(データやサンプ  
294 ルの受け渡し、機器や要員の移動等)を行う場合は、その手順をマネジメント文書に明確に規定  
295 する。

296

#### 297 3.3 結果の報告

298 試験報告書は、試験活動を行った全ての事業所の所在地を記載する。

299

#### 300 3.4 審査

301 試験事業を行っている全ての事業所で審査に係る現場確認、訪問等を受け入れる。

302

## 303 附属書2 レンタルラボでの試験を含む現地試験等を行う場合の特定要求事項

### 304 1. 適用範囲

305 この附属書は、常設の試験施設以外の場所(現地又はレンタルラボ)で試験を実施する場合  
306 の要求事項を規定する。

307

### 308 2. 用語

309 この附属書で用いる用語及び定義は次による。

310 2. 1 常設試験施設： 申請試験事業者又は認定試験事業者が常時使用する恒久的な試験  
311 施設。

312 2. 2 常設試験機関： 常設試験施設により業務を実施する機関。

313 2. 3 レンタルラボ： 一時使用契約、賃貸契約等に基づき一時的に利用する試験施設。  
314 (本文4. 再掲示)

315 2. 4 現地試験等： 常設試験施設がある敷地以外の場所で、現地試験要員により行われ  
316 る試験。現地試験等の種類は次のとおり。

317 (a) 出張試験： 顧客又は顧客が指定した者の施設内に現地試験要員を派遣して、実  
318 施する試験。

319 (b) 移動試験： 移動式の施設内で実施する試験。

320 (c) レンタルラボでの試験： レンタルラボで実施する試験。

321 2. 5 試験所評価要員： 現地試験等の実施前に施設、設備及び機器が要求事項を満たすこと  
322 を確認する者(技術管理要員又は資格付与された申請試験事業者又は  
323 認定試験事業者の要員。)

324 2. 6 現地試験要員： 申請試験事業者又は認定試験事業者の要員であって、現地試験等  
325 を実施する者又は3. 3. 3の支援要員の監督を行う者。

326 2. 7 支援要員： 顧客、顧客が指定した者又はレンタルラボの要員であって、現地試験  
327 要員の支援を行う者。

328 2. 8 支援サービス： 現地試験等の試験実施のために支援要員が行う業務

329 2. 9 顧客： 試験サービスを受ける人又は組織

330 2. 10 関係要員： 現地試験要員及び支援要員など、現地試験に関係する全ての要員

331

### 332 3. 現地試験等の要求事項

#### 333 3. 1 一般

334 3. 1. 1 ISO/IEC 17025の要求事項を満たす。

335 3. 1. 2 現地試験等で用いる施設・設備が顧客又は顧客が指定した者の所有である場合に  
336 は、現地試験等の適切な運営に関し顧客と合意している。この合意には、顧客又は顧客が指  
337 定した者の対象器物、支援要員及び設備の特定を含み、使用する施設、設備、機器及び支援  
338 要員が認定要求事項及び申請試験事業者又は認定試験事業者が顧客等に要求する事項を  
339 満たすことを確実にする。

340 3. 1. 3 レンタルラボでの試験である場合、ISO/IEC 17025の要求事項を満たしASNITE認定を  
341 取得・維持するために必要な便宜(顧客又は代理者の立ち会い試験、IAJapanが行う審査への  
342 協力を含む。)が得られるようにレンタルラボの賃貸人と強制力のある取決めを締結しなけれ  
343 ばならない。

344 3. 1. 4 レンタルラボでの試験である場合、当該試験の実施について顧客と合意していること。

345

#### 346 3. 2 マネジメントシステム、組織

- 347 3. 2. 1 マネジメントシステム文書は、現地試験等の手順等について定めている。また、適切な  
348 場合、次を含む。
- 349 (a) 現地試験等に必要な施設、設備及び機器と、その要求仕様等の条件
  - 350 (b) 現地試験等に必要な施設、設備及び機器に対する校正方法
  - 351 (c) 現地試験等の対象及び試験方法
  - 352 (d) 現地試験等の運営における関係要員の責任・権限
  - 353 (e) 現地試験等でのデータの入力又は収集、保管及び伝送手段(データの改ざん防止のため  
354 の方策を含む。)
- 355 3. 2. 2 マネジメントシステム文書の関連部分は現地試験要員が利用できなければならない。
- 356 3. 2. 3 内部監査は、レンタルラボ、支援要員及びその支援サービスについてもその対象範囲  
357 とし、可能な場合、1サイクルの中で一件以上の現地試験等業務を対象とする。品質システム  
358 の監査及び見直しは、常設試験機関に適用されるものと同様の手順で実施する。
- 359 3. 2. 4 内部監査の結果又は苦情を通じ、レンタルラボ、支援サービスに不適合が発見された  
360 場合は、申請試験事業者及び認定試験事業者の責任においてこの不適合を解決し、再発防  
361 止対策等を講じる。
- 362
- 363 3. 3 要員
- 364 3. 3. 1 試験所評価要員が適切に訓練され、現地試験等に必要な施設、設備及び機器の要求  
365 事項の確認を行う力量があることを確保する。
- 366 3. 3. 2 現地試験要員が適切に訓練され、特定の現地試験等を行う力量があることを確保す  
367 る。
- 368 3. 3. 3 現地試験等において支援要員が作業を行う場合、現地試験要員によって十分な監督  
369 が行われる。
- 370 3. 3. 4 原則として、支援要員は試験結果に影響を与えるような作業をしてはならない。ただし、  
371 試験設備の操作の特殊性等により、支援要員が試験結果に影響を与える作業をせざるを得な  
372 い場合は、申請試験事業者及び認定試験事業者は事前にIAJapanと協議する。
- 373
- 374 3. 4 環境
- 375 3. 4. 1 申請試験事業者及び認定試験事業者は現地試験等に用いる設備及び機器等の性能  
376 に関する環境変化の影響をチェックする手順をもつ。必要な場合、現地試験要員は関連の環  
377 境パラメータを測定する。
- 378 3. 4. 2 試験は、結果を無効にするような環境下で実施してはならない。
- 379
- 380 3. 5 施設、設備及び機器等
- 381 3. 5. 1 現地試験等で用いる施設、設備及び機器等の運転、維持の手順をもつ。このような施  
382 設、設備及び機器等に関係する文書は現地で現地試験要員及び支援要員が利用できる。
- 383 3. 5. 2 現地試験等のための設備、機器等を現地試験等の現場へ輸送した場合には、現地試  
384 験等現場においてそれらが正常に動作することを確保するための対策を取る。現地試験等現  
385 場で測定に必要な全ての施設、設備及び機器等が利用できるかチェックするためにチェックリ  
386 ストが使われることを推奨する。
- 387 3. 5. 3 現地試験要員が顧客、顧客の指定した者又はレンタルラボの施設、設備及び機器等を  
388 利用する場合、それらは現地試験等に適した状態であることを確保する。
- 389 3. 5. 4 申請試験事業者及び認定試験事業者は、現地試験等に必要な施設、設備及び機器  
390 の校正記録を入手し、その校正状態が要求事項を満たすことを確認する。
- 391 3. 5. 5 現地試験等で用いる施設、設備及び機器が顧客、顧客が指定した者又はレンタルラボ

- 392 の所有である場合、これらの施設、設備及び機器に不適合が発見された場合の処置と責任に  
393 ついて申請試験事業者及び認定試験事業者は顧客又はレンタルラボの賃貸人と事前に合意  
394 する。
- 395 3. 5. 6 試験データの収録に現地試験等で用いる施設、設備及び機器が顧客、顧客が指定し  
396 た者又はレンタルラボの所有である場合、設備付属のパーソナルコンピュータ、データロガー等  
397 から情報が漏洩しないよう、申請試験事業者及び認定試験事業者は機密保持に関する十分  
398 な対策を講じる。
- 399
- 400 3. 6 サービス(業務)の購買
- 401 3. 6. 1 申請試験事業者及び認定試験事業者は、レンタルラボの支援要員が現地試験等に必  
402 要な施設、設備及び機器の取扱い及び操作について指導・訓練され、適切な能力を有するこ  
403 とを確実にしなければならない。
- 404 3. 6. 2 申請試験事業者及び認定試験事業者は、レンタルラボの支援サービス等が必要な場  
405 合、この支援サービスの提供について次の事項について事前に合意する。
- 406 (a) 支援サービスの内訳(例えば、支援要員の提供等)
- 407 (b) 支援サービスの期間
- 408 (c) 支援サービスの条件(例えば、有償/無償、支援要員の教育等)
- 409 (d) 支援サービスの機密保持、公正性に関する誓約
- 410 (e) 不適合が発見された場合の処置と責任
- 411
- 412 3. 7 試験の方法及び手順
- 413 3. 7. 1 現地試験等に用いる試験手順は、現地試験要員が試験を実施する現地で利用でき  
414 る。
- 415 3. 7. 2 申請試験事業者及び認定試験事業者は、現地試験施設で現地試験等に用いる環境  
416 測定機器等の補正に必要な参照データを最新に維持する。
- 417 3. 7. 3 申請試験事業者及び認定試験事業者は、自身が実施する試験方法及び検証方法の  
418 妥当性を確認する。また、次のような事項を確認することが望ましい。
- 419 (a) 以前に行った現地試験等の試験結果との比較
- 420 (b) 常設試験施設で行った試験結果と現地試験等の試験結果との比較
- 421 (c) 現地試験等に必要な施設、設備及び機器の保有者による試験方法及び検証方法の確認
- 422 3. 7. 4 測定不確かさを評価する場合には、現地試験等に必要な施設の環境管理、設備及び  
423 機器の取扱い、管理状況等のこれらの施設、設備及び機器特有の不確かさ要因も考慮する。
- 424
- 425 3. 8 記録
- 426 3. 8. 1 全ての得られた結果を記録・報告する手順があり、当該手順は申請試験事業者又は  
427 認定試験事業者により運営されているマネジメントシステムと連携している。
- 428 3. 8. 2 試験データの改ざん防止のため、データの入力、収集、保管及び伝送時におけるアク  
429 セス制限並びに電子的に保存されている試験データのバックアップについて有効な方策を講じ  
430 る。
- 431
- 432 3. 9 試験証明書
- 433 試験証明書には、試験証明書の内容に関する通常の記載事項に加え、現地試験等を実施し  
434 た試験の識別、実施場所を記載する。

ASNITE試験事業者認定の一般要求事項 第13版  
改正ポイント

435

436

437

438 主な改正内容

439

440 ◆ ASNITE 試験事業者プログラムと ASNITE 試験事業者(環境)プログラムの統合

441

442 内容の変更を伴う改正箇所には、下線を付しています。